

暮らしの制度が変わります!

(NIKKEI プラス1)

(1月改正)住宅ローン減税変更。

これまで住宅ローンを使うと原則10年、毎年末の残高の1%など(一般の新築住宅は最大40万円)が税額控除されていたが、税制改革で見直される。控除率が0.7%に下がり、対象の残高上限も変わる。一定の省エネ基準に満たない新築住宅なら控除額は最大年21万円(23年まで入居)。新築なら控除期間は原則13年に延びるが、24年以降は省エネ基準不適合だと10年へ戻る場合がある。



(4月改正)年金、75歳まで繰り下げ可能に

公的年金は原則65歳からだが、65歳より遅くもらえば繰り下げ、早くもらえば繰り上げだ。繰り下げは現在70歳までだが、75歳まで引き上げられる。繰り下げると年金は1ヵ月ごとに0.7%増える。75歳まで繰り下げると84%増になる。

(4月改正)高齢労働者 年金減りにくく

(60代前半の在職老齢年金)

60歳以降に厚生年金に加入して働き、一定以上の収入を得ると年金が一部か全部、もらえなくなるのを在職老齢年金と呼びます。60~64歳はこの仕組みが変わる。現在は賃金と年金の合計が月28万円を超えるかが基準だが、47万円に上がる。年金減額対象者は約37万人から11万人に減る見込みとのこと。



(4月改正)65歳以上の年金は 働けば毎年増える

(就労意欲アップに期待)

通常、会社員らが厚生年金に加入して働くほど年金は増えていく。しかし、厚生年金を受給している65歳以上はこれまで、働いている期間は年金が増えず、退職時などにまとめて上乘せされていた。この仕組みが変わり、働きながらでも毎年一回、年金が改定されるようになります。

(4月改正)18歳で成人

民法の改正によって、成人年齢が20歳から18歳に変わります。酒を飲んだり、タバコを吸ったりできる年齢と国民年金の加入義務が発生する年齢は20歳のままだが、大きく変わることも多い。例えば借金などの契約が18~19歳でも可能になり、親の同意がないからと後から取り消すことはできなくなるのが原則。悪徳商法が新成人を狙うかもしれません。



(5月改正)イデコ加入期間長く(65歳まで続けられる)

複数の税優遇がある個人型確定拠出年金(イデコ)。一定条件を満たせば加入できる年齢が60歳未満から65歳未満に上がる。この5月の改正に続き、10月には別の制度である企業型確定拠出年金とイデコの併用も容易になります。投資による老後の資金形成が進むと見られている。



(10月改正)厚生年金、適用広く(中小のパートなどに影響)

パートなどの短時間労働者も一定条件を満たすと厚生年金などに加入する。かつての加入条件は正社員の4分の3以上の労働時間だったが、今は500人超の会社などなら「週20時間以上働く」「月収8.8万円以上」などを満たせば加入できる。2022年10月からは従業員100人超の会社でもこの条件が適用される。厚生労働省によれば新たに約45万人が適用となる見込みである。さらに2年後の24年10月には50人超の会社でも適用される。特に影響が出そうなのがパート労働者である。

「配偶者の扶養でいるつもりが自分で(厚生年金など)社会保険に加入し、保険料が天引きされる例が増える。目先は、保険料負担で手取り収入が減りかねないため新たな適用基準に当たる年収目安を基に「106万円の壁」などと呼び、働く時間などを調整する人もいる。ただ、「壁」を超えて働けば、将来の年金は基本的に増える。「パートなどで働いてきた女性の年金が少ないことは定年後夫妻の家計の問題点になる」だけに見落とされたくない点である。



(10月改正)高齢者の窓口負担2割(約370万人が対象)

現在、75歳以上の人の多くは医療費の窓口負担は1割だが、法改正により一部は2割負担に変わる。単身世帯なら収入から各種控除を差し引いた課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上で2割負担となる。対象は約370万人と見込まれる。負担は大きくなるが、「激変緩和措置も用意される」。外来受診で施行後3年間は1か月の負担を最大3,000円とする予定だ。

(10月改正)パパも産休

男性が子の出産8週間以内に、4週間まで2回に分割して取得できる「産後パパ育休」が創設される。「男性版産休」とも考えられる。同時に、通常の育休も2回までの分割取得が可能になる。夫婦が交代しながら、それぞれ分割で育休を取得し、育児を担える。

(10月改正)火災保険、最長5年契約(自然災害の増加)

現在は最長10年の契約が可能だが、5年に縮む。火災保険は台風や豪雨の被害もカバーする例があるが、最近は大規模被害が相次ぎ、多額の保険金支払いが続いた。期間短縮化もリスクの長期的な評価が難しくなったことが背景にある。